

（制度名 講習研修、調査研究、促進啓発、指導助言）

（住宅局市街地建築課）

1. 制度の概要

マンションの管理の適正化の推進に寄与することを目的として、全国に一を限って指定されたマンション管理適正化推進センターが以下の業務を行うものである。

- ・マンションの管理に関する情報・資料の収集、整理、提供
- ・マンションの管理の適正化に関する管理組合の管理者等に対する技術的支援
- ・マンションの管理の適正化に関する管理組合の管理者等に対する講習
- ・マンションの管理に関する苦情処理のために必要な指導、助言
- ・マンションの管理に関する調査、研究
- ・マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動、広報活動
- ・その他マンションの管理の適正化の推進に資する業務

2. 指定、登録等の基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第91条（詳細な基準についてはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第96条を参照のこと。）

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）（抄）

（指定）

第91条 国土交通大臣は、管理組合によるマンションの管理の適正化の推進に寄与することを目的とする一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「管理適正化業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、マンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、管理適正化業務の実施の方法その他の事項についての管理適正化業務の実施に関する計画が、管理適正化業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の管理適正化業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）（抄）

(準用)

第96条 第10条第1項及び第2項、第11条から第14条まで、第22条並びに第23条の規定は、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターについて準用する。この場合において、これらの規定(第12条から第14条まで及び第22条の規定を除く。)中「試験事務」とあるのは「管理適正化業務」と、第10条第1項中「法第11条第2項」とあるのは「法第91条」と、同項第2号中「法第11条第1項に規定する試験の実施に関する事務」とあるのは「法第91条に規定する業務」と、第12条中「法第13条第1項」とあるのは「法第94条において準用する法第13条第1項」と、第13条第1項中「法第14条第1項前段」とあるのは「法第94条において準用する法第14条第1項前段」と、同条第2項中「法第14条第1項後段」とあるのは「法第94条において準用する法第14条第1項後段」と、第14条第1項中「法第15条第1項前段」とあるのは「法第94条において準用する法第15条第1項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「管理適正化業務規程」と、同条第2項中「法第15条第1項後段」とあるのは「法第94条において準用する法第15条第1項後段」と、第22条中「法第22条第2項」とあるのは「法第94条において準用する法第22条第2項」と、「別記様式第2号」とあるのは「別記様式第30号」と、第23条中「法第23条第1項」とあるのは「法第94条において準用する法第23条第1項」と読み替えるものとする。

(指定の申請等)

第10条 法第11条第2項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 法第11条第1項に規定する試験の実施に関する事務(以下この節において「試験事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 3 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人 マンション管理センター	平成 13 年 8 月	東京都千代田区一ツ橋 2 丁目 5 - 5 岩波書店一ツ橋ビル 7 階 03-3222-1516	上記 2 に掲げる基準に適合しているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし。

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
該当なし	国土交通省として料金等の決定に関与していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成 21 年 3 月現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成 23 年度末までに実施予定